別紙２

定年引上げに係る職員の給与制度について

| 項 目 | 内 容 |
| --- | --- |
| 給料 | 【管理職以外の職員、異動可能型特例任用※の職員】（役職定年制に伴う降任等がない場合）…①60 歳に達した日後の最初の４月１日（特定日）以後に適用される級号給の７割水準※役職定年制の例外措置の異動可能型特例任用（学校現場の校長級、教頭級を予定）【管理職】（役職定年制に伴う降任等がある場合）…②役職定年制による降任等をされた日の前日に受けていた給料月額の7 割水準（降任後の各級の最高号給の給料月額を上限）※７割水準の対象外…③・役職定年制の例外措置のうち、役職定年制の適用除外となる職員（保健所等の医師、歯科医師）・任期を定めて任用される職員 |
| 昇給 | ・昇給しない |
| 地域手当・時間外勤務手当・夜間勤務手当・休日勤務手当・期末手当・勤勉手当・農林漁業普及指導手当・へき地手当 | ・給料の項目①、②に該当する場合：７割水準を基礎として算定する額・給料の項目③に該当する場合：60歳以下職員と同様 |
| 給料の調整額・初任給調整手当・義務教育等教員特別手当 | ・給料の項目①、②に該当する場合：60 歳以下職員の７割水準・給料の項目③に該当する場合：60 歳以下職員と同様 |
| 管理職手当・管理職員特別勤務手当 | ・給料の項目①に該当する場合：60 歳以下職員の７割水準・給料の項目③に該当する場合：60 歳以下職員と同様 |
| 扶養手当・住居手当・通勤手当・単身赴任手当・特殊勤務手当・宿日直手当・定時制通信教育手当・産業教育手当・災害派遣手当 | ・60 歳以下職員と同様 |
| 退職手当 | 【基本額】・退職時の給料月額（７割水準の対象職員は７割水準の額）を基に、定年退職の場合の支給率を適用し算定【基本額に係る特例措置】・特定日から７割水準の給料月額となる場合及び役職定年制による降任等により給料月額が減額される場合を退職手当の基本額に係る特例措置（ピーク時特例）の適用対象に追加【特別退職の特例措置】・当分の間、現行制度下で対象となる年齢（55歳～59歳）と割増率（1年につき2%）を維持（従前どおり）【調整額】・役職定年制による降任等となった場合、在職期間中の上位60 月の区分で算定（従前どおり） |
| 旅費 | ・60 歳以下職員と同様 |
| 定年前再任用短時間勤務職員 | ・60歳を超えた職員の給料の調整額、管理職員特別勤務手当が7割水準となることを踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を基礎として調整基本額、管理職員特別勤務手当を設定・その他は、現行の再任用短時間勤務職員と同様 |
| 暫定再任用職員（フルタイム・短時間） | ・調整基本額、管理職員特別勤務手当については、定年前再任用短時間勤務職員と同様・その他は、現行の再任用職員（フルタイム・短時間）と同様 |

（参考）

年収のモデルケース（知事部局）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職階 | 年度末年齢60歳 | 年度末年齢61歳 | （差額） |
| 本庁部長　　 →　　課長補佐級局長　 　　　 →　　課長補佐級理事　　　　 →　　課長補佐級 | 1,334万円1,285万円1,271万円 | 754万円754万円754万円 | ▲580万円▲531万円▲517万円 |
| 本庁次長　 →　　課長補佐級室長　 　　　 →　　課長補佐級副理事　　　 →　　課長補佐級 | 1,197万円1,143万円1,130万円 | 677万円677万円677万円 | ▲520万円▲466万円▲453万円 |
| 本庁課長　　 →　　課長補佐級参事　　　　 →　　課長補佐級 | 1,081万円995万円 | 638万円600万円 | ▲443万円▲395万円 |
| 課長補佐級　→　　課長補佐級 | 799万円 | 559万円 | ▲240万円 |
| 主査級　　　　→　　主査級 | 725万円 | 508万円 | ▲217万円 |
| 主事・技師級 →　主事・技師級 | 650万円 | 455万円 | ▲195万円 |

技能労務職員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職階 | 年度末年齢60歳 | 年度末年齢61歳 | （差額） |
| 主査級　　　　→　　主査級 | 679万円 | 475万円 | ▲204万円 |
| 副主査 　　　→　　副主査 | 629万円 | 440万円 | ▲189万円 |
| 技師 　　　　→　　技師 | 504万円 | 352万円 | ▲152万円 |

現在の再任用職員年収

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | フルタイム | 短時間 |
| 主任専門員 | 420万円 | 252万円 |
| 専門員 | 343万円 | 206万円 |
| 専門員（技能労務職） | 329万円 | 197万円 |